医介の
太助だより
71号
発行：株式会社　介護の太助
編集：本部
令和5年5月15日

「みなし入院」給付金の支払終了

生命保険各社は、去年の9月以降65歳以上高齢者等に限定して支払っていた新型コロナ感染者の「みなし入院」について、入院給付金の支払いを終了すると発表しました。これは、政府が5月8日に新型コロナの感染症の位置づけを季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられるタイミングに合わせた措置になります。ただし、5月7日までに医師の診断があった「みなし入院」については入院給付金が支払われます。

コロナ感染後の療養、5日に短縮

5月8日から新型コロナ感染後の療養期間が、7日から5日に短縮されました。政府は「発症翌日から5日間」は外出を控えることを推奨し、「発症翌日から10日間」は引き続きマスク着用することを呼びかけています。

学校・会社・その他社会生活への早期復帰が可能になりましたが、周囲の方に感染を広げないよう配慮していきましょう。

マスク着用の考え方の見直し

政府は3月13日から個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨するとしています。

あわせて「本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします」とアナウンスしています。

屋内でも他者との距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ないとしています。

3月4月は卒業式や入学式のシーズンでしたが、文部科学省の通知により、「式典中はマスクを着用しないことを基本」として実施されました。

コンビニや外食などの小売りや外食業界でも、従業員にマスク着用を求めない対応に移行する企業が増える見込みです。

マスク着用が勧められる場面

政府は、マスクの着用が効果的な場面として以下のものを例として挙げています。

㋑高齢者等への感染を防ぐため
①医療機関受診時
②高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
③通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（新幹線、高速バス、貸切バス等を除く）

㋺医療機関や高齢者施設等における対応
高齢者等重症化リスクが高い人が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

当社従業員につきましては、お客様が高齢者等で重症化リスクの高い方が多いことから、業務中のマスク着用を継続いたします。

マスク熱中症に注意

これから暑い日が続きますが、高温・多湿のなかでマスクをしていると心拍数・呼吸数・血中二酸化炭素濃度・体感温度が上がり、身体に負担がかかって、気づかないうちに脱水症状になる危険性があります。周辺環境が整っている場所ではマスクを外すことをお勧めします。

マスク余談

本年3月からマスク着用が個人の判断に委ねられるようになりましたが、「マスクを外してもよいと思うものの、実際にはマスクを着用している」という現状があります。着用の緩和あるいは撤廃で先行する欧米諸国と比較すると着用率に大きな開きがあります。

「自分のことは自分で判断するという欧米人気質と政府の方針に従う日本人気質との違いがマスクの着用状況に現れている」あるいは、「日本人は公共心が高くマナーを大切にし、自分よりも社会の利益を優先する」など様々な見解があるようです。お国柄のことですから、どちらが優れているかという比較はできませんが、それぞれの美徳を生かし、平穏な日常を早く取り戻したいものです。

健康保険法改正案　75歳保険料引き上げ

年収が153万円を超える75歳以上の保険料を来年以降、24年度25年度の2年をかけて収入に応じて引き上げ、高所得者の年間保険料上限額も66万円から80万円に段階的に引き上げられます。年収が153万円未満の場合は保険料の負担増はありませんが、年収200万円から400万円の方々の負担増は年間でおよそ4000円から1万4000円程度になります。年金生活者のうち約4割の方が影響を受けるとされています。

後期高齢者医療保険料の仕組み

75歳以上1890万人が加入する後期高齢者医療制度の財源は、患者の窓口負担のほかは左記で賄われています

▽後期高齢者負担保険料がおよそ1割
▽公費（国・県・市町村）がおよそ5割
▽会社員など現役世代が支払う保険料からの支援金がおよそ4割

75歳以上高齢者の増加と一人当たり医療費の増加に伴い医療費総額が増加するのに対し、少子高齢化により現役世代の人数は増えず、現役世代の負担がより重くなっていきます。

人生百年時代、今後も75歳以上高齢者の増加が見込まれます。そこで現役世代の負担を抑えるため、75歳以上の人が所得などに応じて支払う保険料の適正化（引上げ）が行われるのです。医療費負担の調整だけでは今後も続く高齢化の進展に対応するには困難が想定されます。介護保険についても随時見直しされていくことが予想されます。

かかりつけ医機能の制度整備

「地域においてかかりつけ医機能をしっかりと提供できる体制を構築していくことで、これからの高齢化に伴うさまざまな医療ニーズ等に対応していくことが必要だ」として、その制度整備は、医療法で位置づけ、2025年4月1日の施行を目指すとされています。

生活と健康を守るには、法整備を待つことなく介護と医療の安心できる効率的な連携が求められ、そのためには患者本人が安心できる〝かかりつけ医〟の選択が必要です。